

第 9 2 号議案

福祉部が所管する公の施設に係る指定管理者の指定について

福祉部が所管する公の施設に係る指定管理者を次のとおり指定したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 1 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

管理を行わせる施設の名称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
豊川市障害者入浴施設	豊川市上長山町本宮下 1 番地 1 6 8 5 株式会社本宮	令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで
豊川市福祉センター	豊川市上長山町本宮下 1 番地 1 6 8 5 株式会社本宮	令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで